

令和 7 年度厚生労働科学研究費補助金
食品の安全確保推進研究推進事業
公 募 要 領

令和 6 年 1 2 月 2 4 日
厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課

※ この公募は、本来、令和 7 年度予算成立後に行うべきものであるが、できるだけ早く事業を開始するために、予算成立前に行うこととしているものである。
したがって、成立した予算の額に応じて、事業費（補助額）の規模等の変更が生じる場合等がある。

【目 次】

食品の安全確保推進研究推進事業

1	事業の概要	3
	若手研究者育成活用事業	3
2	応募に関する諸条件等	4
	(1) 応募資格者	4
	(2) 補助予定額	4
	(3) 事業実施期間	5
	(4) 対象経費	5
	(5) 応募に当たっての留意事項	5
	(6) 公募期間	5
	(7) 提出書類	6
	(8) その他	6
3	事業計画の評価と採択	7
4	照会先	8

食品の安全確保推進研究推進事業

1 事業の概要

厚生労働科学研究費補助金は「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とする補助金である。当省は、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について、競争的な研究環境の形成を行いつつ、厚生労働科学研究費補助金をもって厚生労働科学研究の振興を一層推進することとしている。

今般、厚生労働科学研究費補助金の一つである「食品の安全確保推進研究推進事業」について、事業計画を公募する。応募された事業計画は、後述する事前評価委員会において総合的な評価を経た後に採択事業を決定し、その結果に基づき補助金を交付する。実施された補助事業については、印刷物のほか厚生労働省ホームページ等により公表することもある。

なお、本推進事業の概要詳細は次のとおり。

（食品の安全確保推進研究事業における推進事業の定義）

採択された食品の安全確保推進研究課題を支援するため、若手研究者育成活用事業を行うことにより、食品の安全確保推進研究事業を支援するための事業を「推進事業」という。

なお、上記に掲げる事業の趣旨や事業内容等の詳細は次のとおり。

○若手研究者育成活用事業

ア 趣旨

この事業は、若手研究者を厚生労働科学研究（食品の安全確保推進研究）に参画させることにより当該研究の推進を図るとともに、将来の我が国の当該研究の中核となる人材を育成するものである。

イ 事業の内容

- （ア）厚生労働科学研究（食品の安全確保推進研究）の推進及び将来の我が国の当該研究の中核となる人材を育成することを目的として補助事業者が採用する若手研究者（以下「リサーチ・レジデント」という。）の募集、選考、採用及び処遇に関すること。
- （イ）リサーチ・レジデントの研究に係る各種の折衝及び事務処理
- （ウ）リサーチ・レジデントの研究等に関する便宜供与
- （エ）当該事業に係る報告集の作成

ウ 実施基準

(ア) 資格

博士の学位を有する者又はこれと同等以上の研究能力があると認められる者で、リサーチ・レジデントとしてその期間中、他の常勤的な職に従事しない満39歳以下の者とする。

(イ) リサーチ・レジデントの決定方法

補助事業者は、当該研究事業の研究代表者から次の書類を提出させ、内容を審査の上決定する。

- a リサーチ・レジデントを希望する研究者の履歴書及び研究実績
- b リサーチ・レジデントに従事させようとする研究の概要及び期間
- c 当該研究事業の研究代表者又は研究分担者の所属する機関の長の受入承諾書

(ウ) 処遇

- a リサーチ・レジデントは、補助事業者の非常勤職員とする。
- b リサーチ・レジデントには、厚生労働大臣に協議の上作成した支給基準に基づき非常勤職員手当、通勤手当、住居手当等を支給する。
- c リサーチ・レジデントの採用期間は、原則として令和6年度末までとし、対象となる研究代表者の採択課題の継続実施が認められる場合に限る、最長2年間を限度として1年ごとに延長することができる。

(エ) 研究等に関する便宜供与

- a 補助事業者は、リサーチ・レジデントの育成及び当該研究の推進が図られる研究機関等に当該研究事業の研究代表者の推薦のもとにリサーチ・レジデントの受入れを依頼する。
- b 補助事業者は、受入れ研究機関等においてリサーチ・レジデントが円滑な研究を行うために必要な便宜が与えられるよう配慮する。
- c 補助事業者は、リサーチ・レジデントが当該研究に関連する学会に出席するための旅費を支給することができる。

2 応募に関する諸条件等

(1) 応募資格者

次のア又はイに該当する法人（以下「補助事業者」という。）

ア．研究又は研究に関する助成を主な事業とする特例民法法人等

※ 特例民法法人等が応募する場合にあっては、事業代表者として当該法人の代表者を登録すること。

イ．その他厚生労働大臣が適当と認めるもの。

(2) 補助予定額 6,000千円以内

※ 成立した予算の額に応じて、補助額の変更が生じる場合等がある。

(3) 事業実施期間

事業期間は、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成10年厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。）第9条第1項の規定に基づく交付基準額等の決定通知がなされた日以後であって、実際に事業を開始する日（当該事業を実施する年度の4月1日以降）から当該年度の実際に事業が終了する日までとする。

(4) 対象経費（※「対象経費」の取扱いは、今後変更する場合がある。）

申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費。経費の範囲の詳細は、厚生労働科学研究費補助金等取扱細則（平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定。以下「細則」という。）別表第3に掲げる費目とする。

なお、経費の算出に当たっては、細則別表第4を参照のこと。

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 不正経理等に伴う補助金の交付の制限について

補助事業者が補助金の不正経理又は不正受給（偽りその他の不正の手段により補助金を受給することをいう。以下「不正経理等」という。）により平成16年度以降、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定「厚生労働科学研究費補助金取扱規程第3条第3項に定める補助金を交付しない期間の取扱いについて」（平成25年3月29日科発0329第6号）に掲げる場合に応じ、それぞれ一定期間、当該補助事業者（不正経理等を共謀した者を含む。）は補助金の交付の対象外となる。

イ 経費の混同使用の禁止について

他の経費（事業実施機関の経常的経費又は他の補助金等）に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。

(6) 公募期間

令和6年12月26日（木）から令和7年1月30日（木）まで

(応募から交付までのスケジュール(目安))

令和6年12月26日	公募開始
令和7年1月30日	応募書類提出期限
令和7年2月下旬	事前評価委員会審査
3月中旬	審査結果を通知
4月上旬	交付基準額を通知(予算成立後)
4月下旬	交付申請
6月中旬	交付決定
6月下旬	補助金の送金

(7) 提出書類

応募する法人等の代表者は、上記(6)の期間内にメール又は郵送(書留のこと)で、以下の書類を1部提出すること。

- ア. 事業計画書(様式は別添のとおり)
- イ. 経費所要額調書(様式は別添のとおり)
- ウ. 備品の内訳(様式は別添のとおり)
- エ. 収入支出予算書の抄本(既存のもので可)
- オ. 定款又は寄付行為の写し(直近版)

(8) その他

ア. 推進事業の成果及びその公表

推進事業の成果は、補助事業者に帰属する。ただし、補助金による事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付してもらうことがある。

なお、補助金による推進事業の報告書等は公開となる。

また、推進事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにすること。

イ. 健康危険情報について

厚生労働省においては、平成9年1月に「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報(以下「健康危険情報」という。)については、補助金により事業を行う代表者からも広く情報収集を図ることとしており、その趣旨を理解の上、事業の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省へ通報願いたい。

なお、提供いただいた健康危険情報は、厚生労働省において他の情報も併

せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が代表者に生じるものではないので幅広く提供願いたい。

ウ．事業採択後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

エ．個人情報の取扱い

補助金に係る事業計画書又は交付申請書等に含まれる個人情報は、補助金の業務のために利用及び提供される。また、採択された事業に関する情報（制度名、事業名、研究機関名、代表者名、予算額及び実施期間）は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」とするほか、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供され、分析結果が公表される場合がある。

なお、採択事業名等（代表者名を含む。）及び事業報告書（概要版を含む。）については、印刷物、厚生労働省ホームページ（厚生労働科学研究成果データベース）により公開されることもある。

オ．リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき、適切に取り扱うよう努めること。

3 事業計画の評価と採択

提出された事業計画は、外部専門家により構成される事前評価委員会において総合的な評価を経た後、補助事業者が決定され、その結果に基づき補助金を交付する。（なお、必要に応じ申請者に対して申請事業に対する事業の背景、目的、構想、事業実施体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行う。）評価結果は、速やかに申請者へ文書で通知する。

事業計画作成に当たり考慮すべき主な事項は、次のとおりとする。

ア．計画内容

- ・ 事業内容が本件推進事業の趣旨に合致するものであるか。
- ・ 事業内容を正確に認識しているか。
- ・ 事務処理及び旅行手配の能力があるか。
- ・ スケジュールに妥当性があるか。
- ・ 資料作成能力及び提案能力が優れているか。

イ．体制

- ・要員の配置に過不足はないか。

ウ．能力

- ・業務主任者の能力・業務経験は十分か。
- ・業務従事者の語学能力・情報収集能力は十分か。

エ．実績

- ・類似事業の実績・信頼性はあるか。
- ・国の事業の受託実績はあるか。

オ．経費所要額調書

- ・事業内容に比し妥当なものとなっているか。
- ・経費の節減・効果的な執行に努めているか。
- ・経費の配分は適切なものとなっているか。

4 照会先

この公募に関して疑問点等が生じた場合には、次の連絡先に照会すること。

連絡先：厚生労働省代表 03-5253-1111

健康・生活衛生局食品監視安全課 （内線 2480）